

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 不動産の相続と金銭での遺産分割

Q : 亡くなった父の遺産は、長男の私たち家族が住んでいる土地建物だけです。以前は何もいらないと言っていた弟たちが、遺産の分割を主張してきました。

といっても、私たち家族が住んでいる土地建物を売却することもできません。弟たちに金銭を支払う形でもよいでしょうか。

A : あなたが土地建物を取得する代わりに、自分の手持ち現金を他の相続人に支払う、代償分割といった方法があります。

【解説】

具体的に遺産を分割する方法には、現物分割、代償分割、換価分割といった方法があります。

ご質問のように、遺産である土地建物は長男のみが取得し、他の相続人は長男から金銭をもらうといった方法は、代償分割という分割方法になります。

代償分割は、ある相続人が特定の遺産を取得し、その代わりに、その者が他の相続人に対して金銭その他の財産（代償金）を支払う債務を負う分割方法で、主たる遺産が不動産で、それを現物分割することが困難である場合に採られる方法です。

代償分割を行った場合の代償債務の評価方法は、①代償債務を実際の支払いベースで評価する方法、②代償分割の対象となった資産の時価と相続税評価額との比で評価する方法があります。どちらの方法を選択してもかまいませんので、実際に計算を行い、有利な方を選択してください。



KIMYO-I